

平成17年分 住民税申告相談のお知らせ

本年も申告の時期がきました。申告書の提出は市・県民税の基礎資料となるほか、国民健康保険等の算定資料にもなります。また申告がないと証明等を出すことができない場合がありますので期限内申告をお願いします。

(ご自分の申告が必要かどうかわからない方はフローチャートでご確認ください)

住民税申告書の送付について

昨年からの申告の際にご本人と対話をしながら申告を受けることができるシステムを導入し、申告書を窓口で発行することができるようになりました。これに伴い、申告相談時の待ち時間を大幅に短縮でき、用紙の無駄を少なくできるなどの効果が見込めます。

本年度は申告書を送付しますが、次年度以降については現在検討中です。

税法改正による主な変更点

- ・ 65歳以上の方が受けることができた老年者控除が本年度申告より廃止になりました。
- ・ 本年課税分から定率減税が半減され、所得税10%、住民税7.5%となりました。
- ・ 65歳以上の方の公的年金等の雑所得計算における控除額が140万円から120万円へ変更されました。

インターネットがご利用できる方へ

国税庁ホームページで所得税の確定申告書の作成ができます。
(<https://www.nta.go.jp>)

入力画面の案内に従って金額等を入力すると計算は自動で行ってくれますので、窓口へお越しただかなくても簡単に作成できます。

インターネットで作成した申告書は、カラーでプリントアウトしたものと添付書類を併せて申告時にお持ちになるか、相川税務署へ送付してください。

申告相談の日程

下記のとおり市役所および支所で住民税・所得税の申告相談を行います。

地区別申告相談会場

| 地区名 | 場 所 | 地区名 | 場 所 |
|-------|---------------------|------|----------------|
| 両津地区 | 両津支所 1階 税務課窓口 | 相川地区 | 相川支所 1階 税務課窓口 |
| 佐和田地区 | アミューズメント佐渡 2階 文弥人形室 | 金井地区 | 本庁 1階 第4会議室 |
| 新穂地区 | 新穂支所 1階 第2会議室 | 畑野地区 | 畑野支所 2階 応接室 |
| 真野地区 | 真野支所 2階 第4会議室 | 小木地区 | 小木地区公民館 2階 研修室 |
| 羽茂地区 | 羽茂支所 3階 会議室 | 赤泊地区 | 赤泊支所 2階 会議室 |

申告期間: 2月16日(木) ~ 3月15日(水)

受付時間: 8:30 ~ 17:00 (土日を除く)

ただし、佐和田地区の受付時間については税務署と合同のため、9:00 ~ 16:00までとなります。

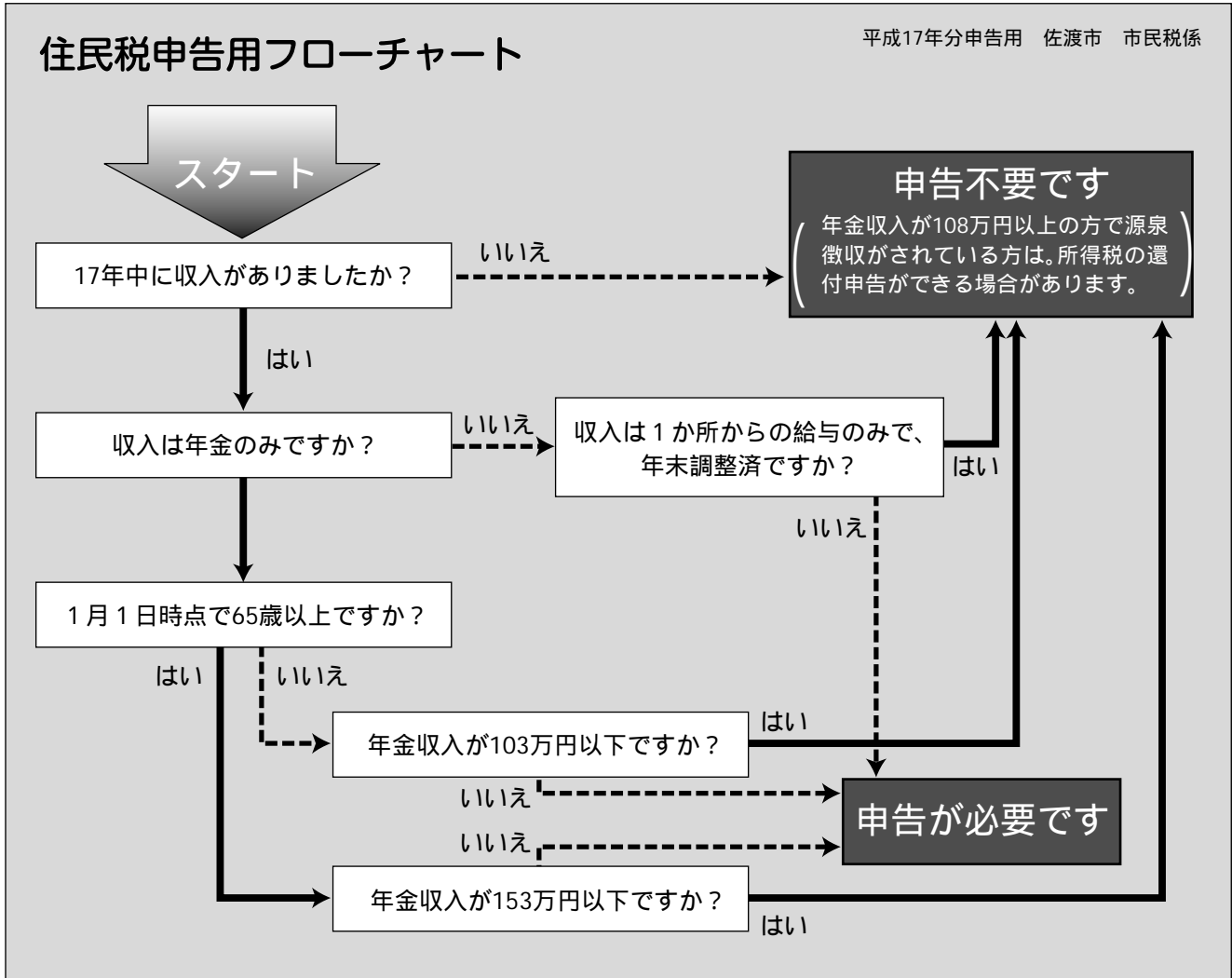
すべての会場について、課税資料の整理が間に合わないため、期間前の相談はお受けできませんのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ
お問合わせ
佐渡市役所
市民税係
市民課
63 5112



申告が必要な方・不要な方

下のスタートから進み、申告が必要か不要か判断する目安にしてください。



上記で申告が不要になった方

基本的に申告の必要はありませんが、医療費等の控除を受けたい方や国民健康保険加入世帯員で、どなたの扶養にもなっておられない方、市発行の証明書が必要な方(児童手当など)は住民税の申告の必要があります。

上記で申告が必要になった方

申告の必要がありますので、次のものをお持ちになり、期間中においでください。

- ・印鑑
- ・収入がわかるもの(源泉徴収票(原本)等)
- ・控除を受ける為の証明書(国民年金、生命保険等)
- ・還付を受ける方は口座番号のメモ



相川税務署による確定申告(所得税・個人事業者の消費税・贈与税)相談

日時:2月16日(木)~3月15日(水) 9:00~16:00(ただし12:00~13:00・土日を除く)

場所:アミューズメント佐渡2階 文弥人形室(佐和田地区の住民税の申告会場もこちらとなります)

譲渡や贈与税の申告をする方は、市役所ではお受けできない場合がありますので、アミューズメント佐渡会場をお願いします。

お問い合わせ

相川税務署 ☎74 3276

